

令和8年宮城県農作業安全確認運動実施要領

1 目的

農業現場における死亡事故は依然として深刻な状況にあり、背景には、様々な農業機械の普及や農業従事者の高齢化に加え、未熟練農業者による機械操作ミスや、過信と慣れに起因する不安全な行動がある。また、近年の気候変動に伴う記録的な高温により、熱中症を原因とした死亡事故が全国的に急増している。

こうした現状を踏まえ、農作業死亡事故の減少を実現するためには、死亡事故が多発している農業機械作業の安全対策や、熱中症予防の強化が重要である。

そこで、春と秋の農繁期に合わせた「農作業安全確認運動」の実施及び国の方針に基づく「熱中症対策に係る強化期間」を設定し、農作業事故を未然に防ぐための啓発活動を展開する。

2 主催

農作業安全確認運動推進宮城県本部

3 実施地域

宮城県下一円

4 実施期間

- | | |
|----------------|---|
| ○農作業安全確認運動 | 春期：令和8年3月1日から令和8年6月30日まで
秋期：令和8年9月1日から令和8年11月30日まで |
| ○夏の熱中症等対策声かけ期間 | 令和8年7月1日から令和8年9月30日まで |
| ○熱中症等対策研修強化期間 | 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで |

5 スローガン

- | | |
|----------------|----------------------|
| ○農作業安全確認運動 | 『徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策』 |
| ○夏の熱中症等対策声かけ期間 | 『いのちをうばう、夏のひとり作業』 |

6 実施内容

(1) 広報媒体等を活用した声かけ運動・啓発活動

各種会合や巡回指導等の機会を捉え、農業者への直接的な声かけを実施する。また、ラジオ、広報誌、防災行政無線等に加え、SNS やウェブサイト等の多様な広報媒体を活用し、幅広い年齢層への声かけ運動・啓発活動を強化する。

(2) 農業機械事故対策・熱中症対策に関する研修の拡大と充実

地域の農業者がより参加しやすい方法で、「農作業安全に関する指導者」等を活用しながら、農業機械事故対策並びに熱中症対策に関する研修を実施する。また、新規就農者等の未熟練農業者を対象とした基礎的な安全研修を強化する。

(3) 「ホワイト生産方式」の普及に向けた支援

農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術（自動化技術、IT 技術等）や農業支援サービス（ドローン防除の作業委託等）の活用を促し、過酷な環境下での作業時間を削減する「ホワイト生産方式」への転換を啓発する。あわせて農作物の高温対策（遮光資材、細霧冷房等）が農業者の労働環境改善にもつながることを周知し、関連する補助事業の情報提供等を行う。